

辻 由希 東海大学政治経済学部教授

2019年8月、議場で乳児にミルクを与えるニュージーランド議会のマラード議長の写真がネットニュースで拡散され、日本でも話題となった。乳児の親はゲイであることを公表しているコフィー議員で、乳児は代理母出産によって誕生した。コフィー議員は育児休暇をとっており、この日が育児明けの初登院であった。まさに多様で包摂的な21世紀の議会を象徴するような一場面であった。オーストラリア議会や欧州議会などでは、議場への乳幼児の同伴や授乳は、議会規則の改定という形で明示的に認められている。その他の国々では、明文規定は変えずとも実質的に容認する議会が増えているようだ。

日本では、2017年に熊本市議が生後7か月の子どもを抱いて議場に入ったが、乳児は傍聴人であるとされ同伴出席が許されず、議事進行を妨げたとして市議が厳重注意を受けたことが大きなニュースとなった。その4か月後に熊本市議会は乳児を連れて会議に出席できないというルールを明文化するために会議規則を改定した。熊本市議の子連れ出席に対して世間からは反対意見も多かったようだ。しかし、女性だけでなく子育て世代にも参加しやすい、開かれた議会にすることを旨とするのであれば、子連れ同伴出席のどこがなぜ問題なのか、場合によっては許可することができないのか、同伴出席ができないならほかの方法を議会が提供できないのか等を検討すべきではないだろうか。

日本だけではなく、議員という職務に就けば私生活までも市民・メディアから監視の目や批判にさらされる。その一方で、議員活動にかかる旅費や調査費の支給とは別に、議員の出産・育児や介助などの「私的」な事情とされる部分に配慮することには理解が得られにくい。しかし議員は議会が開会している時間帯だけ仕事をしているのではなく、選挙区や地域社会で有権者とコミュニケーションをとるために多くの時間を割き、所属する政党での活動や、調査をしたり政策を考える時間もある。家族も議員活動に協力していることが多く、もともと私生活と公務との境目は曖昧である。

それにもかかわらず、議員の出産・育児は私的事情なので配慮しないというメッセージを議会が発してきた結果として、特別な人だけが（たとえば、何があるうが子連れ出席の必要に迫られないような人だけが）議員になる、あるいは議員になった後もそういった人だけが強い権限をもつとしたら、そのような議会は、市民にとって望ましいといえるのだろうか。

このような問題関心から、本特集ではジェンダーと多様性に配慮した議会をテーマとした。女性はもとより、子育て

つじ ゆき

2011年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了(博士(法学))。専門分野はジェンダー政治論、福祉国家論。

著書に『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』(2012年、ミネルヴァ書房)、論文に「自民党の女性たちのサブカルチャー—月刊女性誌『りぶる』を手がかりに—」(田村哲樹(編)『日常生活と政治—国家中心的政治像の再検討』岩波書店、6章)、「女性首長のキャリアパスと政策」『都市問題』110巻(2019年1月)など。

中である、ルーツが外国にある、障がいをもつなど多様な人びとが参画する議会に向けた取り組みについて各国・地方政府の現状を紹介することを目的とする。

ジェンダーに配慮した議会 (Gender-sensitive Parliament) は、世界各国の議会が加盟する列国議会同盟 (IPU: Inter-Parliamentary Union) によって提唱された (武田 2010)。これは、女性議員が議会における議論と意思決定に男性議員と平等に参画し、議会自体がジェンダー平等社会の実現に貢献できるよう、議会の制度や慣行の見直しを求めたものである。

女性議員の数は各議会で増えているが、彼女らは議会のメンバーになってからも様々な障壁に直面する。女性議員が増えればすぐに議会の文化や議会のアウトプット (法律等) が変化するわけではない。IPU が各国の議会関係者を対象に行った 2008 年調査では、「女性の存在によって議会の規則・手続はどのように変化したか」という問いに対して「本質的变化」と回答した者は男女ともに 1 割以下であった。既存の規則や手続、慣行や文化も含めた議会の制度が、女性議員が発言し、影響力を行使することを妨げてはいないかを検討する必要がある。これがジェンダーに配慮した議会に求められることである。実際に女性や若い世代の議員が増えていることもあり、出産・子育てをする議員のニーズにどう配慮するかということが各議会で現実の課題となっている (宮畑 2019)。

一方、女性だけでなく、人種、民族的マイノリティ、性的マイノリティ、障がいのある議員などの政治への参画についても、当事者やその権利向上を求める団体から問題提起されてきた。

障がい者については、障がい者の権利に関する条約が 2006 年に国連総会で採択、2008 年から発効となり、日本も 2013 年に国会で承認した。この条約の第 29 条では政治的及び公的活動への参加について、締約国は障がい者に対して投票の権利はもとより、選挙への立候補や公務活動を遂行する権利を保護することが規定されている。

女性や人種・民族的マイノリティが議員になることを妨げている要因については、30 年以上にわたり研究が蓄積されてきた。その一方で、性的マイノリティや障がい者についての研究はまだ少ない。障がいのある人の政治参画について調査した研究によれば、ヨーロッパ諸国における障がいのある議員の割合は 1% 台と推測されている (Waltz & Schippers 2021)。ただし公的統計がなく、障がいがあっても申告していない人も多いと予想されるために実態が把握しづらい。

公職への立候補や議員をつとめた経験がある障がい者への聴き取り調査によれば、議員になる前と後の各段階で様々なハードルがある (Evans & Reher 2020; Waltz & Schippers 2021)。そもそも高等教育を受けることや就職が難しければ、政治への関心や立候補への意欲・自信を持ちにくいし、関心を持ったとしても演説会場の設備や交通がバリアフリーでなかったり、視覚・聴覚障がいへの対応がなかったりして、政治活動へのアクセスが困難であることも多い。また選挙に立候補したり、議員に当選した後でも、障がいがない人と比べて余計に費用がかかっても補助がなかったり、福祉給付制度における不整合もある (たとえば議員として収入を得たことによってそれまでの給付が削られたり、福祉給付がカバーする範囲が政治活動を想定していない等)。また、議会のフロアから大きな声で野次を飛ばすことが、発達障害のある人にとっては非常につらく感じられることもあるという。議会でこれまで当たり前とされてきたことを、一つ一つ見直していかなければ、多様で包摂的な議会となることはできないだろう。また、ジェンダーや多様性に配慮した議会への取り組みは、現代社会における政治への不信や無関心への処方箋としても期待される。

なお本稿では gender-sensitive を「ジェンダーに配慮した」と訳した。参議院事務局の報告書でこの訳語が使われており、他の政府機関の邦訳も同様である。しかし、日本語の語感として「配慮した」はやや弱腰というか受動的な印象を受ける。むしろ「ジェンダーに関する感覚が鋭い」という訳語のほうが内容を正確に示せるかもしれない。しかし他分野のアカデミックな文献においても「配慮した」という表現を使っていることが多いため、本稿でもこれに倣うことにした (diversity-sensitive についても同様である)。

《参考文献》

- 武田美智代 (2010) 「議会は女性に開かれているか—女性の政治参加と議会内部の課題—」、『レファレンス』平成 22 年 11 月号、157-176 頁。
- 宮畑建志 (2019) 「議員の職務と家庭の両立—諸外国における議員の育児に係る取組—」、『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1070、1-13 頁。
- Evans, Elizabeth, and Stefanie Reher (2020) 'Disability and political representation: Analysing the obstacles to elected office in the UK.' Article first published online: October 6, 2020. *International Political Science Review* 1-16
- Waltz, Mitzi, and Alice Schippers (2021) 'Politically disabled: barriers and facilitating factors affecting people with disabilities in political life within the European Union.' *Disability & Society* 36(4):517-540.